

経済産業省委託事業

カンボジアにおける  
模倣品流通実態についての調査

2017年9月

日本貿易振興機構(JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

## 模倣品により権利侵害を受けた企業へのアドバイス

この最終章では、1-6 章で取り上げた題材を基礎とし、そして、できる限り迅速かつ費用効率よく、知的財産権者がカンボジアにおける問題を解決するための手助けをする幾つかの気付きを与える。

### 7.1 第 3 章で説明した手法を踏まえ、企業は何をすべきか？

#### 登録

知的財産権者にとって、最も基本的な権利行使戦略は、できるだけ早く経済的に実施できるように自分の権利をカンボジアで登録することである。カンボジアの経済成長及び消費者層の成長はかなり急激であったが、侵害者はすでに市場に模倣品を販売するための潜在性を発見していた。我々の観察によれば、多くの権利者よりも前に、侵害者はカンボジアを発見し、そして、商標権、特許権及び著作権の関係当局に自分の権利を登録することを怠ると、権利者が侵害に対抗することが非常に困難になる。隣国のタイ及びベトナムの権利者でさえ、カンボジアでの登録の機会を見失い、それにより、権利行使の費用を上昇させるとともに、成功の可能性を低くする。

#### 積極的な措置及び考え方

カンボジアは非常に小さな国であるので、多くの知的財産権者は遠く離れて、又は、独立した販売業者や小規模ブランチオフィスを介して、カンボジアの市場とやりとりを行う。権利者がカンボジアの市場、競業者及び模倣品の状況についてのリアルタイムで情報を得ることは難しいかもしれない。模倣品の発見が遅すぎ、模倣品が広く行き渡った結果、模倣品を撲滅することは困難又は不可能であるということは、外国企業にとって珍しいことではない。権利者は侵害の問題が小さいうちに当該問題を見つけて対処できるように、権利者は監視し続けるべきである。

*内部モニタリング及び情報収集* – 企業は、侵害品及び侵害品可能性についての情報を早く得るために、マーケティング/販売チーム、販売業者及び消費者から積極的に意見を求めるべきである。サプライチェーンのカンボジアサイドで働く人にとって、意思決定者から離れ、まさに無視されていると感じるということは珍しいことではない。従って、企業は情報を待つだけでなく、カンボジアサイドで働く人に連絡をとるようにすべきである。さらに、権利者がカンボジアの商品を製造している場合、権利者は、商品の横流し及び技術・情報の漏洩を発見するために、自分達の製造、供給、販売のチェーンを監視すべきである。内部モニタリング及び内部告発の政策は、初期段階で模倣品を発見するのに非常に有効である。

*契約上の保護(Contractual Protections)* – 製造業者、供給業者、流通業者及び小売業者との契約は常に、強力な知的財産の保護条項を含んでいる。カンボジアの訴訟で損害賠償を得ることは難しいが、知的財産権を保護する基本的な契約条項は侵害者への行政措置に対する強力な証拠を提供することができる。

#### エンフォースメント・メカニズム(Enforcement Mechanisms)

我々の経験上、カンボジアにおける効果的な権利行使の第 1 の秘訣は、模倣品の問題が発見した場合、すぐに対応を取ることである。静観しながらのアプローチ(wait-and-see approach)を用いる企業は大抵、

企業が有効な権利行使プランを実行できる前に問題が広がっていることを知り、その場合には問題を撲滅することが甚だ困難になることがある。

知的財産権者のカンボジアの法律事務所に調査を依頼することによって、多くのことが達成され得る。調査が早期に行われる場合、結果は、警告書及び他の措置に影響を与える、初期のサプライチェーン及びオーナーシップ構造についての情報を提供する。

調査結果により侵害が確認され、訴訟をサポートするのに十分な証拠を集められた場合、権利者は通常、カンボジアの法律事務所に停止要求書(CD letter)を侵害者に送付することを指示する。停止要求書は高額ではないが、適切な調査によって裏付けされ、かつ侵害者の状況に合わせることによって非常に効果的である場合がある。カンボジアの多くの小規模侵害者は法律に関してあまり教育を受けていない事業家であり、そのため、侵害者は法律問題を回避したが、最近の証拠によって裏付けされている停止要求書を遵守する。他の侵害者は教育を受け、また抵抗するが、さらなる法的手段又は行政手段の影響を受けやすい。当然、一部の侵害者は非常に精通しており、また広い人脈を持っており、そのため、このような状況は相当なコスト、並びに、知的財産権者とカンボジアの法律事務所との間の連携が要求される。

停止要求書により侵害者の不法行為を侵害者にやめさせることを納得させられない場合、知的財産権者は利用できる登録機関(例えば、知的財産局(DIPR)、工業・手工芸省(MIH)、文化芸術省)による行政手続を検討すべきである。知的財産局(DIPR)は、透明性が高く、かつ費用効果がある方法で、商標権に関わる紛争の仲裁に関する非常に多くの実績がある。工業・手工芸省(MIH)及び文化芸術省はまだ実績がないが、仲裁能力を向上させる意欲があることを表明している。そして、我々は、切実な事件を有する特許権者又は著作権者に、当局による仲裁を検討させることを奨励する。

他の当局も支援を行うかもしれないが、権利者は場合により既成概念にとらわれずに物事を考えなければならぬ。例えば、Tilleke & Gibbins は最近、商業賭博対策局(Department of Anti-Commercial Gambling)からの支援を得て、侵害をやめさせてオンラインカジノのウェブサイトからクライアントの商標を取り除く、オンラインカジノの仕事を受任した。

侵害者に停止要求書を送付し、又は、行政手続を行う当局に申請しても、幾つかの問題は費用効果的に解決されない。具体的には、カンボジア中で営業する数千にもものぼる家族経営の小売業者、模倣品を製造する工場、単一ブランドの模倣品に依存する小売店等から既に販売された消費者の模倣品が挙げられる。このような状況において、偽薬、食品サプリメント、化粧品等の有害な模倣品に対し、摘発及び他の強制措置に積極的になっているカンボジア模倣品対策委員会(CCCC)からの支援を得ることができるかもしれない。

残念ながら、カンボジアの裁判制度は、侵害に対する実行可能な選択肢にまでは進歩していないが、他の当局が侵害の証拠を積極的に集め、裁判所に申請するようになる日が来ると我々は考えている。

**広報活動(Public Relations)** – カンボジアの公衆は、模倣品が問題であるとは必ずしも理解していない。知的財産の法執行機関は、模倣業者に立ち向かう責任を負うだけでなく、高値で不良品、場合によっては危険品を販売することによって、ブランド品を販売する人々が公衆に危害を与え、そして、有名なブランド品を販売することを認め、又は自身の正規ブランドを構築しようとする、カンボジアの合法的な企業に損害を与えることを、公衆に納得させる必要がある。

知的財産権者にとって、自分達の立場を公衆に伝えることは有益である。企業は、成功した摘発についてのニュース記事を公表し、あるいは、模倣品と戦う企業努力について公衆に知らせ、そして、模倣品に関

する危険性及び経済的損害について公衆に情報を与えることができる。広報活動は、積極的に企業プロフィールを高め、模倣品を避けることを公衆に対して説得するのに有効であるかもしれない。

場合によっては、強制措置を公表することは逆効果であり、企業を否定的に見る場合がある。公衆は、その会社を小規模な地域の業者を休業させる大企業としてみなす場合がある。このような状況において報道を管理することは、成功した強制措置に関するレポートと同じように重要である。

**政府との関係** – カンボジアの文化と知的財産権を行使するリソース不足を考慮すると、政府との良好な関係を維持することは重要である。企業は、知的財産権及び訴訟手続についてのセミナーに参加し、当局職員と情報を共有するために表敬訪問を計画し、そして、模倣品及び他の侵害状態の識別に関して当局職員を教育すべきである。場合によっては、権利者が、関係機関と教育材料を協同提案することができ、その多くが民間企業からの支援を歓迎している。

このような関係を育むことは、企業プロフィールに関するプラスの効果があり、企業が措置を取ろうとしていることを関係機関に気付かせ、知的財産権侵害と対抗するのに役立つ。

## 7.2 関係機関による協力及びサポート

**カンボジア模倣品対策委員会(CCCC: Cambodian Counter Counterfeit Committee)** カンボジア模倣品対策委員会は、様々な省庁及び法執行機関の間の調整を行うので、模倣品に対処するのに役立つ。カンボジア模倣品対策委員会の現委員長、MEACH Sophana 中將は、カンボジアにおける知的財産権の行使に関して決定権を有し、調査、摘発、及びカンボジアにおける他の強制措置の調整に関して、カンボジア模倣品対策委員会を積極的にリードしている。

カンボジア模倣品対策委員会及びその委員長は、カンボジアにおける知的財産権を保護する任務を担い、現在、公衆の健康及び安全に関する最も差し迫った侵害に取り組むことに注視している。

**知的財産局 (DIPR: Department of Intellectual Property Rights)** 知的財産局は、カンボジアにおける商標権の登録及び行使に関するリーダー的立場にあり、特に行政手続を通じて商標権の紛争を解決することに成功し、透明性・信用性が高い強制措置を提供する。我々の見解では、このようなプロセスは現在、カンボジアにおける多くの知的財産紛争を解決するために最も効果的な仕組みを提供している。

## 7.3 IP アドバイザーの役割、信頼できる IP アドバイザーの基準

**国際的な存在感及びトレーニング・プログラム** カンボジアにおける多くの IP アドバイザーは弁護士資格を有するが、大部分の知的財産に関するアドバイス及び支援は、弁護士ライセンスを有していないが、知的財産局により認定された、あるいは、認定 IP 機関で働いた十分な経験を有する特別にトレーニングされたアドバイザーによって提供される。カンボジアの経済は急速に成長しているが、世界基準までには至っていない。また、カンボジアには、そして、自分の専門領域として知的財産に注目する少数の法律事務所がある。おそらく、権利者がカンボジアで品質の高いアドバイス及び支援を受けられることを確実にする最もよい方法は、リソースと、最先端の IP 理論及び専門的基準を有する専門家の養成に対する関心とを有するこのような特別な法律事務所の一つを探し出すことである。このことは、国内及び国際教育、そして他国の知的財産専門家と付き合い機会を得ている専門スタッフを提供することを意味する。国際商標協会 (INTA: International Trademark Association)、アジア弁理士協会 (APAA: Asian Patent Attorneys Association)、カンボジア知的財産協会 (IPAC: Intellectual Property Association of Cambodia)、及び他の専門協会への積極的な参加は、知的財産プラクティスに対する事務所の関心を示すバロメータである。他の指標は、事務所の国内における存在感と、複数国における存在感である。複数管轄の事務所は、

リソースと、各事務所間の経験とを共有し、大きなマーケットで使用するために開発された専門知識を離れた小国で活用できるからである。

### 独立性(Independence)、一貫性(integrity)及び職業倫理(professional ethics)

信頼できる IP アドバイザーは、クライアントに強力な支援を提供し、解決することが難しい問題に対して独創的な解決策を考えだすことができるはずである。しかしながら、信頼できる IP アドバイザーはまた、クライアントの置かれている状況の真実をクライアントに説明しなければならず、(非公式な金銭の支払い、又は他の形式の贈収賄等の)違法な、又は不法行為を含む解決策を提案又は奨励してはならない。カンボジアは、贈収賄の問題を有し、便宜は商標権者又はその地域のアドバイザーを国際的専門基準に違反する短期間での解決策で決着させようとする。権利者は、一般的とは言えない行為又は買収行為によって引き起こされる危険な先行きを認識する必要がある。

IP アドバイザーと高頻度で連絡を取り、彼らの知的財産に関する専門知識を要し、そして妥当な支援を欠いた解決策を回避する権利者は、アドバイザーの専門知識を評価する態勢を十分に整えている。さらに、最高の IP アドバイザーにとって、政府サイドで働く IP 関係者との強い専門的な関係を有することは珍しいことではないが、政府とのコネクションを持つアドバイザーが理にかなった法理及び専門家判断よりも職業倫理に反する関係をより当てにする場合がある。

最後に、上述したように、自身の業務を知的財産に向けた法律事務所は、多くのクライアントが、贈収賄及び職業倫理に反する行為に対する自国の厳しい法律に制約される外国の権利者であるので、国際基準の資格、倫理及びプロフェッショナル意識を維持しようとする強く努めている。

### アドバイザーの役割

IP アドバイザーの役割は、商標権者の状況に耳を傾け、問題を特定し、重要な質問を問ひかけ、そして、権利者の知的財産権及びその価値を保護する最善策に関して誠実で費用効果のあるアドバイスを提供することである。アドバイザーが最善なアドバイスを提供するために、権利者はアドバイザーに十分な情報を提供することが必要であり、アドバイザーは(権利者よりもアドバイザーの役に立つ解決策とは対照的に)費用効果のある解決策等の権利者のニーズを含む、権利者の関心を受け入れる必要がある。

優れた IP アドバイザーは、最初から最後まで一登録から権利行使まで一商標権者を支援できる。優れた IP アドバイザーは、その場で現地法及び現地の状況に関するアドバイスー実用的な実施の問題ーを提供すべきである。アドバイザーは関係ブローカーではなく、そして、人脈を持つ、又は結果を短い期間で得ることを約束するアドバイザーは通常の IP 支援を行わない可能性がある。

優れたアドバイザーは、クライアントに、頻繁に有意義なレポートを更新し続ける。よく整理された更新レポートを提供しないアドバイザーは当然、契約解除されるべきである。

## 7.4 第3章で説明した手法に関する留意点

現在、カンボジアにおけるほとんどの侵害は、小売業者及び地域の供給業者によって引き起こされている。模倣品製造業者の一部はカンボジアに移動してきているが、その大部分は中国又は他国にある。結果的には、ほとんどの強制措置は、小売業者レベル及び地域レベルを対象にしており、今のところ停止要求書(Cease & Desist Letters)に応じている。停止要求書は未だに、カンボジアでの多くの侵害事件に対して効果的である。

停止要求書により終結に至らない場合、権利者は問題を行政手続又は他の同様な手続にエスカレートしようとする必要があり、そうしない場合、停止要求書は市場でそして侵害者に対して信用を失う。優れた IP アドバイザーは、大局的なプランニング・プロセスの一部として、かなり初期の時点で、クライアントとこのようなさらなる措置について話し合う。

停止要求書は適法な調査によって事前に集められた証拠によって十分に裏付けされなければならない。停止要求書が結果を達成せず、そして商標権者が当局に支援申請する場合、援助の申出の前に、当局は証拠と様々な専門的知識を権利者に要求する可能性が高い。手続的に又は実質的に信頼できる調査書類を集めなかった権利者(及びそのアドバイザー)は、当局及び市場との信頼性を失うリスクと、被告による法的な影響のリスクを負う。

権利者に対する最後の情報は、模倣品がカンボジアの市場で発見された場合、迅速に対処することである。カンボジアの流通システムはまだ、数千の関係者を含むが局所的で小規模である。そして、模倣品が蔓延すると、模倣品に対抗することが非常に難しい場合がある。

## 関連組織連絡先

機関名	連絡先
カンボジア国家知的財産権委員会 (National Committee for Intellectual Property Rights (NCIPR) of Cambodia )	Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla Sangkat Teuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 866 115 DL: +855 (0) 12 807 346; +855 (0) 11 888 969 Email: <a href="mailto:cambodiaip.dip@gmail.com">cambodiaip.dip@gmail.com</a> Website: <a href="http://www.cambodiaip.gov.kh">www.cambodiaip.gov.kh</a>
工業・手工芸省(工業財産局) (Ministry of Industry and Handicraft (Department of Industrial Property))	#45, Norodom Blvd., Phnom Penh 12205, Cambodia Tel: +855 (0) 23 211 751 Website: <a href="http://www.mih.gov.kh">www.mih.gov.kh</a>
商務省(知的財産局) (Ministry of Commerce (Department of Intellectual Property Rights))	Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla Sangkat Teuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 866 115 DL: +855 (0) 12 807 346; +855 (0) 11 888 969 Email: <a href="mailto:cambodiaip.dip@gmail.com">cambodiaip.dip@gmail.com</a> Website: <a href="http://www.cambodiaip.gov.kh">www.cambodiaip.gov.kh</a>
文化芸術省(著作権局) (Ministry of Culture and Fine Arts (Department of Copyright and Related Rights))	#216, Norodom Blvd., Sangkat Tonle Basak Khan Chamkamorn, Cambodia Tel: +855 (0) 23 218 148 Email: <a href="mailto:info@mcfa.gov.kh">info@mcfa.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.mcfa.gov.kh">www.mcfa.gov.kh</a>
反経済犯罪警察局(内務省) (The Anti-Economic Crime Police Department (Ministry of Interior))	#275, Preah Norodom Blvd., Khan Chamkarmon Phnom Penh, 12301, Cambodia Tel: +855 (0) 23 721 905; +855 (0) 23 726 052; +855 (0) 23 721 190 Email: <a href="mailto:info@interior.gov.kh">info@interior.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.interior.gov.kh">www.interior.gov.kh</a>
検察庁(Public Prosecutor Office)	#3, Sothearos Blvd. and Street 240, Phnom Penh, Cambodia Email: <a href="mailto:info@supremecourt.gov.kh">info@supremecourt.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.supremecourt.gov.kh">www.supremecourt.gov.kh</a>

機関名	連絡先
カンボジア関税消費税総局 (The General Department of Customs and Excise of Cambodia)	#6-8, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 214 065 Email: <a href="mailto:info-pru@customs.gov.kh">info-pru@customs.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.customs.gov.kh">www.customs.gov.kh</a>
裁判所(司法省) (The Court (Ministry of Justice))	#3, Sothearos Blvd. and Street 240, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 360327 / 363204 / 360421 / 360329 / 212693 Fax: +855 (0) 23 364119 Email: <a href="mailto:moj@cambodia.gov.kh">moj@cambodia.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.moj.gov.kh">www.moj.gov.kh</a>
カンボジア模倣品対策委員会 (Cambodian Counter Counterfeit Committee)	#275, Preah Norodom Blvd., Khan Chamkarmon Phnom Penh, 12301, Cambodia Tel: +855 (0) 23 721 905; +855 (0) 23 726 052 +855 (0) 23 721 190, Email: <a href="mailto:info@interior.gov.kh">info@interior.gov.kh</a> Website: <a href="http://www.interior.gov.kh">www.interior.gov.kh</a>
カンボジア輸出入検査・不正取締局 (CAMCONTROL: General Department of Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Suspension)	#18, Kdey Takoy Village, Sangkat Veal Sbov Khan Chbar Ampov, Phnom Penh, Cambodia Tel: +855 (0) 23 633 2339 Email: <a href="mailto:ccd@camcontrol.gov.kh">ccd@camcontrol.gov.kh</a>



## 警察署

No.	警察署名	連絡先
1	<b>General Commissariat of National Police</b>	Norodom Blvd., Tonle Basak, Khan Chamkarmorn Phnom Penh, Cambodia  Tel: +855 (0) 97 860 7098/ 11 622 822 / 12 287 009 / 12 304 338 Email: <a href="mailto:info@police.gov.kh">info@police.gov.kh</a>
2	<b>Gendarmerie Royal Phnom Penh</b>	Veng Sreng Street, Phum Trae, Khan Meanchey Phnom Penh, Cambodia  Tel: +855 (0) 31 355 6322 Email: <a href="mailto:contact@grpp.mil.kh">contact@grpp.mil.kh</a>
3	<b>Sangkat Toul Songkae Station</b>	National Road 5, Phnom Penh 12105, Cambodia  Tel: +855 (0) 11 821 618
4	<b>Stoeung Meanchey Station</b>	Veng Sreng Street, Phnom Penh, Cambodia
5	<b>Toul Kork Station</b>	Street 261, Phnom Penh, Cambodia  Tel: +855 (0) 12 232 425
6	<b>Tonle Basak Station</b>	Blvd. Samdach, Phnom Penh, Cambodia
7	<b>Teuk Thla Station</b>	Hanoi Street, Phnom Penh, Cambodia
8	<b>Boeung Tompon Station</b>	Street 33, Phnom Penh, Cambodia
9	<b>Kong Noy Station</b>	20A, Phnom Penh, Cambodia
10	<b>Duan Penh Station</b>	Phnom Penh, Cambodia  Tel: +855 (0) 15 558 007